

警察政策学会ニュースレターVOL.40

改元記念特集(1)

令和元年～次代に寄せて

社会の変化と社会安全 —現代社会の急激な変化への柔軟な思考による対処の必要性—

前会長 中野目 善則 中央大学法学部教授

1. 社会は変転してやまないが、就中、現代社会は、様々な急激な変化にさらされており、かかる変化に的確迅速に対応して安全と安心を確保するための方策と行動が求められてきている。一方では立法による対処も必要であり重要であるが、既存の法の解釈を通じた、社会の変化への柔軟な対処も重要である。
2. 國際的領域においては、我が国のエネルギーの生命線である中東からの石油の輸入に大きな影響を与えるホルムズ海峡でのタンカーへの攻撃が発生し、また、ミサイルによる我が国への脅威を与える状況が発生しており、かかる事態に迅速的確に対処して我が国の安全と平和と繁栄を維持することが必要とされてきている。自國のみによる対処では限界があり、また、コストは膨大なものとなる。國際関係ほど変化の激しい環境はなく、過去に制定された基本法が、未来永劫に一時点の國際環境が変化することはないと前提で制定されたと見るべきなのは検討をする。硬性憲法を有する我が国において、法の趣旨を踏まえた柔軟な解釈により対処すべき場合は、刑事手続の場合を含めて、数多い。
3. 社会の急激なデジタル化に伴い、跋扈するサイバー犯罪をいかにして効果的に取り締まり、安全を確保するのかが重要な課題とされてきている。サイバー犯罪は、国境の壁に縛られることなく、他国から攻撃を加え、クレジットカード情報や銀行預金を盗み、データを勝手に暗号化し復号化にビットコインでの支払いを要求するなどの行為が横行し、犯罪者は国境の壁に縛られることなく、自由に多国間にまたがって犯罪を行うのに対し、捜査機関は、従来の領土高権の概念を基礎とする国家権限の及ぶ範囲に縛られ、外国にまで自由な捜査を展開することができず、障害に直面する。この障害を乗り越える工夫が重ねられてきてはいるが、迅速に動き回り瞬時にデータを移転させる犯罪者との間には著しい非対称性がある。従来の枠組みとは相當に異なる枠組みが、サイバー犯罪の捜査に関しては求められるのかもしれない。また、サイバー犯罪においては匿名性が著しく、この匿名性を利用できる法的、技術的環境があるので、犯罪者は安んじて犯罪を実行でき、捕縛される可能性は限りなく低く、他方で、サイバー犯罪を行うことによって得られる利益は巨額である。この匿名性の問題への効果的な法的対処が必要とされる。プライバシーも強調されるが、安全がなければ人は安心した生活を送ることができないのであり、安全とのバランスを考慮しなければならない。リアルな世界での規律と全くかけ離れた世界としてサイバー空間を考えよいのかには、根本的な検討が必要であろう。マネロンをはじめ、弊害を生まないように諸利益のバランスをはかって様々な基準を設けて対処をしてきた従来の対処が意味を失い、人々の安全が脅威にさらされることがないように対処していくなければならない。
4. 警察活動は、社会における人々の安心・安全の確保と密接に関連しており、この生活安全の確保は、また、サイバー犯罪の捜査においては、有体物を中心とする法の体系と現実のギャップを埋める作業が必要とされてきている。

スコットランド・ヤードに始まるイギリス型の警察の出発点をなしている。そのための効果的な活動が必要とされるが、権力的作用は、自由への干渉を伴うものであるので、権威を振り回す対処に至ることがないように、十分な配慮が必要である。警職法では相手方の同意が前提となるとする傾向の解釈も見られるところであるが、同意を必須の前提とすれば、テロなどをはじめ、被害の拡大の防止を図るために必要な警察活動が、同意が得られない状況では、できなくなるのであり、法の制定意図を踏まえた解釈と運用が必要とされる。他方で、人々の安全を守る観点から付与されている様々な権限を、根拠なくまた必要な限度を超えて行使することができないよう、その限界を意識した警察活動が必要とされる。

5. コミュニティの安全の確保と発展は、警察活動の重要関心事項であるとともに、刑事法以外の領域でも共通の関心事項である。GAFA などに代表される巨大プラットフォームを提供する企業による情報の独占と課税に関する問題が論じられ、各国の考え方方が鋭く対立していることが報じられてきているが、利益をあげて課税率の低いところに利益を移転し、他方で、購買者が多くいるコミュニティには税金を全く払わず富を移転・流失させるだけであるとするならば、コミュニティはその健全さを維持し発展させる財政的基礎を失い、コミュニティの劣化が生ずることが懸念される。ビジネス対象国のコミュニティを劣化させるに任せ、自分が利益を得られればそれでよいという身勝手な行動は許されないであろう。社会は皆で支え合うものであり、また、支え合わなければ維持できないものであろう。お互いが助け合い、役割を分担しつつ相互に必要とされるニーズを満たす現代の複雑社会において、社会連帯の基礎の劣化や破壊が生ずることがないように配慮が必要であり、健全なコミュニティの維持の関心は、社会安全の底流を成すものである。

6. 近時、怒りにまかせて、多くの人を殺傷する悲惨な事件が発生しているが、自敬・他敬に基づく個人の価値を尊重した、共存にふさわしい態度・考え方方が育まれなくはならない。秋葉原事件や京都でのアニメ会社のビル放火による多数の死傷者を生ぜしめた事件など、数多くの、悲惨な結果をもたらす事件が生じてきているが、いきなり型の犯罪はなく、犯罪に至る経緯にはおそらく長い準備段階・期間がある。社会における共感を育むことができるよう健全育成を手助けする活動の重要性が今後増していくと思われる。

外国人に対する Head Start プログラムのような、言語の壁を克服するプログラムは、犯罪の予防、減少にも有用であろう。我が国における少年サポートチームに見られるような非権力的活動や外国人に対する日本語教育支援プログラムなど、人々を社会に統合し、共存できる社会を維持・発展させる方策が、社会安全を確保するうえで、重要性を増してきており、警察の活動はこうした社会への統合と共存を促進する方策と密接な関連がある。

7. 社会の安全を確保し、地域社会を発展させるうえで、犯罪の予防・減少策は重要なものである。その点で、民事・行政・刑事を組み合わせたハイブリッド型の社会安全政策の重要性も増している。米国の WEED&SEED や小倉における犯罪への対処を含む都市開発などにその例を見ることができる。安全は経済発展の基礎であり、地域住民の安全の確保があつてこそ活性化した経済活動が可能となる。

8. 安全は、しばしば効率や利益の観点から軽視されるか優先順位が劣後すると位置づけられる場合があるが、「予防」の観点から、安全を軸に据えた社会における政策が展開されることが重要であろう。事が起つてしまつてからでは、取り返しのつかない損害が発生し、甚大な被害が生ずる。このことは、テロのような犯罪に関しても、災害に関しても言えることであろう。利用できる資源をどのように総動員すれば、最も効果的な予防となるのかについて、多様な選択肢を組み合わせた対処が検討される必要がある。

様々な困難と課題に直面している我が国において、立法と法解釈、さらには種々の方策を組み合わせた創造的方策による社会安全の実現が今求められており、本警察政策学会が寄与できる場合は多いと思われる。道なきところに道を作るという創造的パイオニア精神に期待するところ大なるものがある。

次代に寄せて—学会発足のころをふりかえって

元皇宮警察本部長 笠井 聰夫

警察政策学会は昨年、創設20周年を迎える。今回、ニュースレターは40号を数えることになった。ニュースレターは会員相互、会員と事務局をつなぐ会報として年2回発行されてきた。学会が発足して間がない頃は学会の目指す方向や日常活動について情報が少なく、ニュースレターはこれらを埋める役割を果してきた。当初は事務局が手薄で多忙だったことから警察政策センターの若手教官が編集作業を担当してくれた。発行時期が近づくと担当教官から部会の幹事、連絡責任者に記事資料の提供について呼びかけがあり、巻頭言やOBのエッセーの他、日々の話題や推薦図書、事務連絡等で紙面作りが行われた。学会が大きく成長、発展を遂げてきたことは「20年のあゆみ」、「社会安全政策論」に見る通りであり、まさに今昔の感を禁じ得ない。この間、ニュースレターは会員と事務局が情報を共有し、連帯を深める役割を担ってきたが、今後も一層内容を充実し号を重ねていってほしいと願う次第である。ここで思い付きだが、企業の社内報にあるように、一般会員や部会の投稿欄を設け、ニュースレターをより身近な会員ぐるみの情報発信、共有の場にするというのはいかがであろうか。

さて、20年という時の経過は重く、往時を知る人が少なくなってきたのは事実である。学会発足の経緯は「20年のあゆみ」に詳しいが、設立準備の裏方に関わった一人として印象に残っていることをいくつか綴ってみることしたい。細部で記憶違いのないよう願うことをお許しいただきたい。

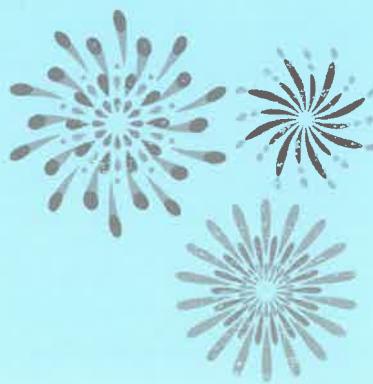
学会の設立を思い立って奔走されたのは現ALSOC会長・CEOの村井温さん（元九州管区局長）で、公共政策調査会長だった山田英雄さん（元警察庁長官）や横浜国立大学名誉教授の成田頼明さん等の後押しを得て実現にこぎつけたものである。当時、OBの有志が集まって外国警察事情、警察史、情報セキュリティ、テロ対策等をテーマに勉強会を開いていたグループがあり、それらの参加者が中心となって設立準備会が作られた。準備会ではまずは学会の名称をどうするかが課題であった。警察関係者だけでなく広く関係方面から、とくに学者、研究者が参加しやすいようにするために看板のネーミングは重要で、さまざまな名称が候補にあげられ、その中から「警察政策学会」が有力案となった。英文名はすんなりとASSOCIATION FOR THE STUDY OF SECURITY SCIENCEに固まり、ロゴ名称のASSSもすっきり一決されたようだ。学会規約等は既存の関係学会の規約を参考にして素案が作られた。設立発起人会や設立総会を経て平成10年6月5日、構想から2年余りかけて警察政策学会は発足をみた。

発足時の理事は学者とOBから選任されたが、日頃、OB会員と縁の薄い学者、研究者にはコミュニケーションを円滑にするため各人にリエゾン担当の若手OBを指名する等して発足早々の学会内の意思疎通や親和に気を配った。当初は予算が限られ部会への補助金もごくわずかだったため、部会の役員が集まって実行予算を融通し合うために協議したのがいまの「運営検討会」のはしりだった。部会の会場は警察共済組合、自動車安全運転センター、公共政策調査会等に随分とお世話になった。会員教授の厚意でT大学の教室を使わせてもらうこともあったが、学内の案内表示に学会名は憚られ、国際問題研究会等の仮名にする等、気を遣ったものがあった。かつて学生運動が華やかだったW大学だが、いまは学内に「本日の警察政策学会は○号棟○番教室」と案内が張り出されているのを目にするときの経過に思い入である。

学会の旗揚げ後、会員の加入が始まったが、OB会員は早くから希望者が集まり、関心の高さが目立つた。警察庁の審議官会議や全国教養担当課長会議等で取り上げられ、報告されたこともあってか現役職員からも加入希望が集まつた。OB会員の働きかけで企業が賛助会員となり、学会運営の財政面で助けられたことであった。こうして発足1年足らずで学会運営の基盤が整い、部会活動、海外特別調査に対して補助金が支給され、「学会資料」、「警察政策」の発行が定例化した。後々、警察法令研究部会を設置して「警察官実務六法」の監修を行い、監修料が入るようになってから財務環境は一層安定した。

戦後、警察は法執行を重点に運営してきたが、複雑社会において良好な治安を維持するために新たに政策的視点も重視されるようになった。公共政策調査会や警察政策研究センターの設置はそうした流れ

に沿うもので、いまから思うと警察政策学会の発足もその延長線上にあったと言えるかもしれない。学会発足と同時に設置された社会安全政策論部会（平成 26 年 3 月、解散）は実学融合の新たな学域、ジャンルがどうあるべきかを論じ、暗中模索しながら諸外国の事例をもとに一般大学の授業カリキュラムのたたき台を試みた。学会発足から間もなく、深刻な不祥事がきっかけとなって警察改革が焦眉の急となり、警察に対する外部監査の導入が俎上に上ったのを受けて管理運用部会が急ぎ設置された。部会員が集めた海外資料や議論は山田元長官や渥美中央大学教授が論稿にまとめて外部監査の不適を発表したことであった。同じ頃世界一安全だったはずの国内で街頭犯罪や侵入盗事件が急増し、検挙を最大の防犯としてきた警察の足下が大きく揺らいだ。犯罪抑止が政府の主要な政策課題となり、官民挙げて犯罪抑止に取り組んだが、学会でも部外の研究者や自治体関係者、民間ボランティア等を招いてシンポジウムやミニフォーラムを開催して内外の先進的理論、事例等を共有したことは各方面の抑止対策に役立ったことは間違いないなく、学会の存在感を高めたことであった。取調べの録音録画は第一線の取調べ現場にとって青天の霹靂ともいべき難題であった。管理運用部会、刑事警察部会を中心となって現役、OB、部外の研究者等に呼びかけて活発に議論し、刑事司法の大きな制度改革に際して幅広い知見の収集と意見集約に当たったことは学会として一定の役割を果たしたものといえよう。また、未曾有の東日本大震災に関しても現場で苦労された実務者、管理者からつぶさに聞き取りを行い、内外の大規模災害事例の教訓と合わせてシンポジウムを開き、論考をまとめたことも評価されよう。こうしていくつか学会活動の足跡を振り返ってみても、学会が発足早々から日々の警察行政の重要課題に正面から取り組み、現役、学者・研究者、OB 会員等が協議検討する場を提供してきたことは学会立ち上げの趣旨、目的にそうものであり、大いに自負してよかろう。今後とも新たな治安事象や大規模災害等、学会が担う課題は尽きないものがある。社会の安全が警察はもとより官学民の連携と総合力にかかっているとしたら、それら関係者に交流の機会と場を提供する学会の役割は大きく、さらなる貢献を切に期待してやまない。また、若手研究者の育成は学会の発展にとって不可欠であり、特別調査研究補助費をそのために有効に活用してもらいたいものである。学会発足当初に取り組んだ社会安全政策論が学際的研究領域として名実とも定着し、いまや 70 余の大学で講ぜられ、現役職員、OB 会員が教授、講師として活躍されているのはまことに心強く、ゆくゆく当学会との連携の場が広まっていくことを強く期待したい。（了）



私の読書紹介

日本大学危機管理学部 教授 茂田 忠良

渡辺京二『逝きし世の面影』(葦書房 1998年) (平凡社ライブラリー2005年)

幕末明治初期に来日した欧米人の日本観察記を基に、当時の日本社会の実相を描き出した本です。この本が出版されるまでは、幕末明治の日本社会を知るには、多くの外国人の旅行記や日記などを読む必要があったのですが、この本の出版で、一冊で骨格を掴めるようになりました。近代日本を、そしてそれに連なる現代日本を知るため必須の本だと思います。

小生は大学2年生（後期）を対象に読書ゼミをしていますが、本書を課題本8冊の内の一冊としています。学生の感想を聞くと読み難い本だそうです（本書を難解と感じる国語力に寂しさを感じます）が、それでも課題本から外さずに読んでもらっています。それは若者に、先ず自分の国の過去の実相を知っておいて欲しいからです。

我が国は明治以来、欧米の学問を大量に輸入してきました。しかし、欧米の思想や理念は欧米社会を場にして生成されたものですが、欧米社会と我が国社会は歴史も文化も異なっています。そこで、欧米社会で生成された思想や理念を我が国に適用する際には、当該思想や理念を生成した欧米社会の実相と我が国社会の実相の異同を考察して、そもそも我が国に適用できるのか、適用が望ましいのか、を意識することが重要ですが、必ずしもその作業は十分でなかったのではないかと考えます。

最近の一例を挙げれば、米国の「株主資本主義」理論の影響でしょうか。株式会社は、株主、経営者、従業員、社会、取引先など多くの利害関係者を持つ社会的存在です。専ら株主のものである筈がないのですが、一時は「株主資本主義」理論が我が国でも幅を利かせていたのではないかと思います。新一万円札の肖像に渋沢栄一氏が選ばれたのも、その反省が背景にあるのではないかでしょうか。

また古い例では、近代日本の発展段階論があります。戦前のコミニテルン日本支部（日本共産党）によれば、大正時代の日本は謂わば後進国であり、権力はブルジョワジーの一部と大地主が保持しており、封建制度の残存物が優位にあって、当面の課題はブルジョア革命とされていました（1922年テーゼ）。それが昭和になり、27年テーゼでは日本は中進国と認定され、霸権は帝国主義勢力にまで達したブルジョワジーが握っており、革命はブルジョア革命からプロレタリア革命に急速転化するものとされました。次に31年テーゼでは霸権は金融資本が握っており、革命はプロレタリア革命一段階とされたのです。つまり、マルクス・レーニン主義によって、日本は短期間の内に半封建国家から金融資本の支配するバリバリの資本主義国家（＝帝国主義国家）に発展したと認定されたのです。ところが、32年テーゼでは突然、歴史の針が逆転し、権力は地主とブルジョワジーが握る半封建的絶対君主制国家と定義されたのです。そして、1935年のコミニテルン第7回大会以降は「日本＝ファシズム国家」論が流布されました。これらは、結局コミニテルンの都合で作られた発展段階論であり、我が国社会の実相とは合致しないものですが、どういう訳か、戦後は、日本ファシズム論が一世を風靡しました。ファシズムの制度を正確に分析すれば、戦前日本と異質であることは一目瞭然です。しかし論者はア・プリオリに「日本＝ファシズム」という結論に立っているので、「日本型ファシズム」という珍奇な概念まで作り出す始末です。論者にとってはマルクス・レーニン主義という歐州社会理論（の一変種）が絶対であって、社会実相の異なる日本に無理矢理当てはめようとしていたのです。まあ、マルクス・レーニン主義自体が、欧米社会の実相とは矛盾する理論であったのですが、それを更に異なる日本社会に適用しようとする訳ですから、矛盾は拡大する一方です。1933年6月の佐野学、鍋山貞親両氏の所謂、転向声明（コミニテルンからの離脱声明）は、外来理論の盲従から離れ、（不十分ながら）日本社会の実相と向かい合った結果と評価できます。但し、両氏が本書『逝きし世の面影』の知識を初めから持っていたら、そもそも共産主義者にはならなかつたでしょう。

また近い例では、「ポストモダン」という言葉があります。「ポストモダン」論議が一時我が国でも盛り上がっていました。しかし、その際は、欧米の歴史の展開を前提とした「ポストモダン」論議が多かったという印象があります。そもそも「モダン」とは何か。「モダン」の定義は何か。歴史上の「モダン」の意義は何か。欧米定義の「モダン」を日本社会との関連で議論する意義は何なのか。日本に欧米の意味での「モダン」は存在したのか。存在したとするなら何時どのように存在したのか。というような欧米社会の歴史・宗教・文化の特性と日本社会との対比分析に基づくポスト「モダン」論議は、浅学の所為か小生余り目にした記憶がありません。論者が、本書で描写されている幕末明治初期の日本社会の実相、欧米とは異なる文明の存在を意識していたのだろうかと思います。

或いは、小生は半世紀近く前に平野龍一先生から刑事訴訟法を学び、米国の刑事司法は人権を重んじる進歩的なものであると理解していました。ところが、それから数年後に米国に留学し、専攻は国際政治だったのですが、ついでにロースクールの刑事訴訟法を聴講して驚きました。大量の事例・判例を読みましたが、米国の刑事司法の問題の本質は米国社会の病理、即ち人種差別であることが明白だったからです。そして、この問題は今も解決されていません。また現在は、重罪 (felony) 事件の 95%以上、連邦法違反事件の 97%以上が、有罪答弁 plea bargaining で裁判所の証拠調べも無しに有罪となるなど、(少なくとも我が国社会の常識からすれば) 人権を重んじる進歩的な刑事司法とは到底言えません。2017 年学会資料第 96 号として執筆した『米国の治安と警察活動』は米国の実相を記述したのですが、意外感を持たれた方も多いかったです。米国社会の実相と離れた米国刑事司法理解が我が国で流布されている証左であり、そのような米国刑事司法理解が我が国の刑事司法に影響を与えるとすれば恐ろしいことです。

『逝きし世の面影』から連想することを思いつくままに記載しましたが、著者の渡辺京二氏が嘗て日本共産党员であったという事実は興味深いものです。西欧社会理論盲従の愚を自覚した者にして初めて、本書の執筆が可能となったのではないかと思います。日本近代、そして日本現代を理解するためには、その出発点としての幕末明治初期の日本社会の実相を正しく理解しておく必要があり、『逝きし世の面影』を読まれていない方がいらっしゃったら、是非御一読をお勧めします。



「令和を迎えての将棋界」(その1)

あいおいニッセイ同和損保(株) 顧問

千場謹二

藤井聰太という『天才棋士』の登場を契機に、平成の終わり頃から、一種の将棋ブームが起こっているようである。

藤井7段についてはご案内の方も多いと思うが、平成28年（2016年）に中学2年生（14歳）でプロ棋士（4段）となるや、プロデビューから無敗のまま歴代最多連勝記録となる公式戦29連勝を達成するなど、あつという間に7段まで昇段し、『将来の名人、竜王、間違いない』と言われている逸材である。

また、藤井7段以外にも複数の若手有望棋士の活躍が続いており、令和を迎えての将棋界の隆盛は、趣味の第一を将棋としている私としては、誠に嬉しい限りである。

とは言え、実際に将棋を指される方は、まだまだ少数というのが実情ではないだろうか？

将棋は、将棋盤と駒、そして手ごろな対戦相手がいれば、時間の許す限り楽しむことができる頭脳ゲームであるが、中身は誠に奥深い。戦法（陣形）はある程度の分類が可能であるが、一局一局の終局までの変化は、対局者それぞれの読みの深さにも左右され、まさに無限である。

一局指すこと（アマチュアなら1時間くらいが適当と思うが…）は集中した頭脳トレーニングにもなるほか、時計を使用しての持ち時間制（自分の持ち時間を使い切ったら秒読み）にすれば、相当の緊張感を味わうこともできる。

但し、将棋の楽しみ方としては、実際に将棋を指すわけではなく、TV等の将棋番組や各地で開催される将棋イベントを楽しむ「観(み)る将」というスタイルも、最近では一般的なようである。人気棋士の言動はもとより、（対局）休憩時の食事等が注目を集め、時に報道されることもあるのも、この影響と言えよう。

1人でも多くの将棋ファンの獲得（とりわけ女性）は、将棋界のすそ野を広げる意味からも重要であり、これはこれで結構なことと思うが、私は『将棋の面白さは、やはり実際に指してみる（対局をする）ことがある』と考える一人である。

こうした立場から、平成から令和に向けての将棋界の特徴、傾向を、「観る将」の観点も踏まえつつ、幾つか整理してみたい。

1 AI（人工知能～将棋ソフト）の活用は必須

コンピュータ将棋の開発は、昭和の時代から行われていたが、平成時代にその能力は飛躍的に向上した。

平成8年（1996年）に日本将棋連盟が所属プロ棋士に対して行ったアンケート調査「コンピュータがプロ棋士を負かす日は？」との問い合わせには、ほとんどの棋士が否定的な意見を述べていた（「永遠になし」「（そうした日は）来ないでしょう」との回答もあった）が、今やAIの実力は既にプロ棋士を超えている。

平成23年（2011年）にはプロ棋士とコンピュータが対戦する「電王戦」（非公式棋戦）が始まったが、勝敗は圧倒的にコンピュータが勝利を収めている。平成29年（2017年）には佐藤天彦名人（当時）が最強のAIと言われる「ポナンザ」と対戦したが、2戦2敗に終わっている。

羽生善治という将棋界のタイトルを独占（当時は7冠）したこともある『天才棋士』に憧れて将棋を志した若手棋士は多いが、平成は、それらの若手棋士がコンピュータを駆使した研究により各棋戦で活躍する時代になったと言えるのではないだろうか。

現在、プロ棋戦では「角換わり（相居飛車）」という戦い方が大流行であるが、これは『AIが最も評価

する戦法であり、棋士としても AI を活用しての研究がしやすい』というのが、その理由のようである。

AI は、プロ棋士の戦い方に劇的な変化をもたらしたのである。

私は、昭和の時代に全国高校将棋選手権に県代表（団体戦）として出場したことがあるが、すべてがアナログであった当時と比較すると、全く隔世の感があると言える。

今や、若手に限らずいずれのプロ棋士も、多かれ少なかれ AI の活用を自らの研究に取り込んでいると思われるが、（以前はなかなか見られなかった）プロの将棋（対局或いは棋譜）をリアルタイムで見て、AI で直ちに分析するのが当然の時代となつた。

プロ棋士の生存競争は、昔より遙かに厳しくなっていると言えよう。

2 プロ棋士への道の厳しさは変わりなし

将棋ブームの影響で、趣味として将棋を指すだけでなく、職業としてのプロ棋士を目指す少年（そして少女）も多いと思うが、平成から令和となつても、プロ棋士となるシステムは基本的に変わっておらず、その道のりは非常に険しいと言える。

現在、4 段以上のプロ棋士は 160 人程であるが、そこに加わるのは並大抵のことではない。

まず、プロ棋士になるためには、その養成機関の奨励会に入会することが必須である。

地元では『大人が誰も勝てない』と言われる小学生が入会し、更に棋力に磨きをかけ、上に上がっていくわけであるが、入会時はアマ 4~5 段の子も 6 級くらいで入会するのが普通である。（なお、奨励会への最年少の入会は、豊島将之名人（現）の 9 歳である。）

そして昇級、昇段を重ねての最後の難関が 3 段リーグである。

年 2 回、1 人 18 局ずつを戦うが、このリーグの上位 2 名が晴れて 4 段となる。したがって、1 年でプロ棋士となるのは 4 人のみである。また、26 歳の誕生日までに 4 段とならなければ、自動的に奨励会を退会となる。

そもそも、奨励会への入会も、毎年 100 人程が受験して合格者は 20~30 人という厳しさであるが、最終的には『奨励会に入会してもプロ棋士となれるのは 10 人のうち 1~2 人』という狭き門が現実である。

こうした中、前述の藤井 7 段は 4 年、羽生 9 段は 3 年で奨励会を突破し、ともに中学生で 4 段=プロ棋士となっている。将棋界でトップの地位につくには、これくらいのすば抜けた力が必要ということであろう。

ちなみに、私は（以前、監査役として勤務していた経緯から）首都高速道路（株）将棋部の一員として、日本将棋連盟が主催する職域団体対抗将棋大会（半年に 1 回の開催）に出場している。

大会は、5 人 1 組の団体戦であり、ランキングは S、A、B、C、D、E、F と 7 つある。

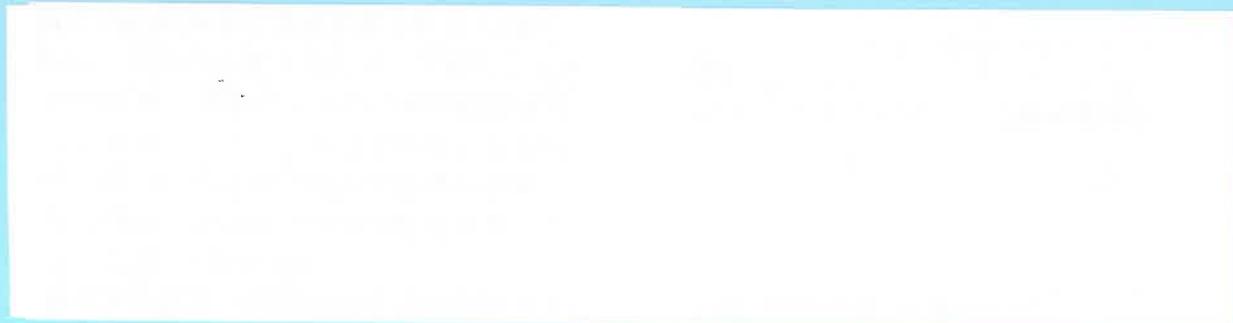
これを、F クラスから一つずつ昇級し、現在は B クラスで戦っている次第であるが、上位クラスには元奨励会員も（一般人として）多数参加しており、純然たるアマチュア・チームが勝ち進む困難さを実感しているところである。

（その 2 に続く）

事務局だより

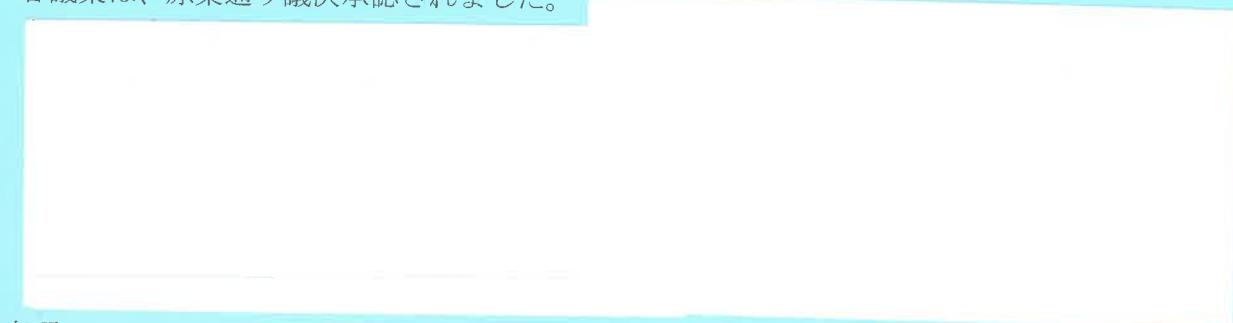
<理事会について>

- 平成30年度警察政策学会第3回理事会(書面理事会)
 - 1 議決日 平成31年2月14日(木)
 - 2 議案 第1号議案 新入会員の承認の件



- 平成30年度警察政策学会第4回理事会
 - 1 議決日 平成31年3月28日(木)
 - 2 議案 第1号議案 2019年度事業計画書の件
 - 第2号議案 2019年度收支予算書の件
 - 第3号議案 新入会員の承認の件
 - 第4号議案 次期理事選挙管理委員会委員長・委員の選任、選挙の日程及び次期理事の理事会推薦候補者の件
 - 第5号議案 次期監事の候補者の件
 - 第6号議案 部会設置申請書の件
 - 第7号議案 2019年度部会活動計画書の件
 - 第8号議案 2019年度部会活動補助金の件
 - 第9号議案 特別調査研究補助申請の件

各議案は、原案通り議決承認されました。



3 報告事項

- 2019年度シンポジウムの企画案(案)について
- 会員の実態について
- 行事予定(2019、2020年)について

○ 令和元年度警察政策学会第1回理事会

- 1 議決日 令和元年7月3日(水)
- 2 議案 第1号議案 平成30年度事業報告書の件
- 第2号議案 平成30年度收支決算書の件
- 第3号議案 新入会員の承認の件
- 第4号議案 特別調査研究補助申請の件
- 第5号議案 理事選挙の結果並びに理事及び監事の選任の件

※以後は、新理事により審議

第 6 号議案 会長、副会長及び専務理事の互選の件

第 7 号議案 理事の職務分担の件

第 8 号議案 顧問の推薦の件

第 1 号議案から第 5 号議案までは、原案通り議決承認されました。

3 報告事項

- ・本日午後の予定について
- ・行事予定について
- ・会員の実態について

【参考】会員数～平成 31 年 3 月末日時点で正会員 589 名、賛助会員 37 社・団体

<通常総会・シンポジウムについて>

1 日時及び場所 令和元年 7 月 3 日(水) 於 ホテルグランドアーク半蔵門

2 通常総会(13:00～13:35)

第 1 号議案 平成 30 年度事業報告書の件

第 2 号議案 平成 30 年度収支決算書の件

第 3 号議案 2019 年度事業計画書の件

第 4 号議案 2019 年度収支予算書の件

＜各議案は、原案通り議決承認されました。＞

3 シンポジウム(13:45～17:30)

☆メインテーマ「エピソードで語る平成警察史」

開会の辞 松尾庄一(管理運用研究部会幹事)

＜敬称略＞

基調講演 「時代の変化と警察」

片桐 裕 ((公財)公共政策調査会理事長、元警察庁長官)

【パネルディスカッション】

第 1 部～各警察分野の回顧と展望(報告)

- ・「安全安心なまちづくり～世界基準の生活安全のかたち」

石附 弘(市民生活と地域の安全創造研究部会長)

- ・「暴力団対策～工藤会対策、山口組分裂」

吉田尚正(元警察庁刑事局長・暴力団対策課長)

- ・「交通死亡事故半減対策～第 2 次交通戦争下の交通警察」

矢代隆義((一社)日本自動車連盟前会長・元警察庁交通局長)

- ・「テロ対策～地下鉄サリン事件、在ペル大使公邸占拠事件、9.11 事件等」

板橋 功((公財)公共政策調査会研究センター長・武藏野大学客員教授)

- ・「サイバー脅威への対応」

坂 明((公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
CISO)

第 2 部～グローバル化及びデジタル化への対応(討論)

コーディネーター 松尾庄一

閉会の辞 野田 健(管理運用研究部会長)

<理事選挙の結果及び新役員体制について>

- 理事選挙の結果は、次のとおりです。

当学会の理事 15 名の任期が、令和元年 7 月 3 日に終了するため、6 月 4 日を選挙期日として理事選挙を実施しました。理事選挙の被選挙権者は本年 3 月末現在の正会員(589 名)ですが、2 期 4 年にわたって理事・監事を務められた 9 名の方は除かれます。選挙人は本年 3 月末現在の正会員 589 名です。※ 有効投票封書数 250 通、投票率 42.4% (前回は 50.3%)。

6 月 7 日に選挙管理委員会が開票立会人(正会員 4 名)の立会の下、開票を行いました。開票の結果、8 名の方が当選されました。この 8 名の方は、いずれも本年 3 月の理事会において、次期理事推薦候補者として承認を頂いた 15 名の中に含まれている方がありました。

当学会の規約「理事 8 名は選挙で選任する。ほかの 7 名以内の理事と監事(2 名)は理事会で選任する」に基づき、令和元年度第 1 回理事会(7 月 3 日)において、前記の理事選挙結果を確認するとともに、理事選挙当選者以外に理事 7 名と監事 2 名を選任しました。

- 新役員体制及び顧問の皆さんは、次のとおりです。

(敬称略、五十音順、理事・監事の任期は令和元年 7 月 3 日から 2 年間)

会長	藤原 靜雄	(中央大学法科大学院教授)
副会長	伊藤 哲朗	(警察 OB、東京大学生産技術研究所客員教授)
副会長	柳川 重規	(中央大学法学部教授)
専務理事	岩橋 修	(警察 OB、(公財)警察協会専務理事)
理事	梅澤 雅美	(警察 OB、日本電動式遊技機工業協同組合技術部長)
理事	尾田 清貴	(日本大学法学部教授)
理事	熊崎 義純	(警察 OB、(公財)モーターボート競走保安協会理事長)
理事	神山 憲一	(警察 OB、(公財)公共政策調査会専務理事)
理事	佐久間 修	(名古屋学院大学法学部教授)
理事	堤 和通	(中央大学総合政策学部学部長)
理事	中村 公司	(警察 OB、日本国際警察協会名誉会長)
理事	野口貴公美	(一橋大学大学院法学研究科教授)
理事	峰 ひろみ	(首都大学東京法科大学院教授)
理事	宮越 極	(警察 OB、あいおいニッセイ同和損害保険(株)顧問)
理事	安田 貴彦	(警察 OB、京都大学大学院総合生存学館特任教授)
監事	上野 幸彦	(日本大学危機管理学部准教授)
監事	菅沼 篤	(警察 OB、(一社)日本反射材普及協会会长)
顧問	山田 英雄	((一財)JP生きがい振興財団顧問)
顧問	磯部 力	(東京都立大学名誉教授)
顧問	椎橋 隆幸	(中央大学名誉教授)
顧問	前田 雅英	(日本大学大学院法務研究科教授)
顧問	中野目善則	(中央大学法学部教授)

※中野目善則前会長は、令和元年 7 月 3 日の理事会で顧問に推薦され、会長から顧問を委嘱されました。

- 理事の職務分担は、次表のとおりです。

担当職務	担当理事
総務・国際担当 (1名)	神山理事
機関誌担当 (2名)	安田理事、尾田理事
会員担当 (1名)	宮越理事

部会担当	(1名)	中村理事
特別調査研究担当	(1名)	熊崎理事
H P 担当	(1名)	梅澤理事
出納役	(1名)	神山理事

<研究部会新体制>

部会名	役員	氏名	肩書
ITS 研究部会	部会長	梅澤雅美	日本電動式遊技機工業協同組合技術部長
	連絡責任者	田中好巳	(公財)日本交通管理技術協会研究部長
管理運用研究部会	部会長	野田健	元内閣危機管理監
	連絡責任者	安村隆司	アクサ生命保険(株)顧問
外国制度研究部会	部会長	村上徳光	元警察大學校長
	連絡責任者	神山憲一	(公財)公共政策調査会専務理事
警察史研究部会	部会長	廣瀬權	元大阪府警察本部長
	連絡責任者	佐藤裕夫	警心会理事
警察法令研究部会	部会長	片桐裕	(公財)公共政策調査会理事長
	連絡責任者	藤田清美	警察政策学会事務局次長
刑事警察研究部会	部会長	伊藤一實	(一財)JP 生きがい振興財団理事長
	連絡責任者	三枝守	(株)サン綜合管理専務取締役
警備業研究部会	部会長	原芳正	(株)スマート・ソリューション・テクノロジー監査役
	連絡責任者	干場謹二	(株)アサヒセキュリティ取締役
ゲーミング政策研究部会	部会長	津和孝亮	元中部管区警察局長
	連絡責任者	生盛豊樹	元四国管区警察局長
交通政策研究部会	部会長	玉造敏夫	元警察庁交通局長
	連絡責任者	金丸和行	(公財)交通事故総合分析センター業務部長
子供を守るための地域連携研究部会	部会長	石川正興	早稲田大学名誉教授
	連絡責任者	小西暁和	早稲田大学法学学術院教授
市民生活と地域の安全創造研究部会	部会長	石附弘	日本市民安全学会会長
	連絡責任者	山下弘忠	行政書士
社会安全政策教育研究部会	部会長	堤和通	中央大学総合政策学部学部長
	連絡責任者	金山泰介	日本大学危機管理学部教授
少年問題研究部会	部会長	横山寛	國學院大學名誉教授
	連絡責任者	四方光	中央大学法学部教授
情報技術犯罪対策研究部会	部会長	安富潔	慶應義塾大学名誉教授
	連絡責任者	板橋功	(公財)公共政策調査会研究センター長
情報通信研究部会	部会長	前川和則	日本電気(株)顧問
	連絡責任者	渡邊晃	警察職員生活協同組合参与
大都市治安(安全安心)研究部会	部会長	萬歳寛之	早稲田大学法学学術院教授
	連絡責任者	尋木真也	愛知学院大学法学部専任講師
テロ・安保問題研究部会	部会長	茂田忠良	日本大学危機管理学部教授
	連絡責任者	茂田忠良	日本大学危機管理学部教授

<図書の紹介>

警察政策学会員の執筆・推薦図書コーナー

<発行順、敬称略>

著者	図書名	発行所(年月)	定価
警察政策学会監修	警察官実務六法 (2019年版)	東京法令出版(平成31年1月) ☎03-5803-3304	3,500円+税
警察政策学会発行	警察政策第21巻	立花書房(平成31年3月) ☎03-3291-1501	2,300円+税
久保正行(元警視庁捜査第一課長、元警視庁第七方面本部長)	<仕事と生き方>シリーズ 警察官という生き方	株式会社イースト・プレス (平成31年3月) ☎03-5213-4706	840円+税
牧瀬 稔(関東学院大学法学部准教授)ほか編著	信州の小都市が取り組む 地方創生まちづくり	東京法令出版(平成31年3月) ☎03-5803-3304	1,800円+税
牧瀬 稔(関東学院大学法学部准教授)ほか編著	共感される政策をデザインする—公民連携による 戸田市の政策づくりと教育改革—	東京法令出版(平成31年3月) ☎03-5803-3304	1,800円+税
金山泰介 (日本大学危機管理学部教授)	新版 警察行政概論	立花書房(平成31年4月) ☎03-3291-1501	2,600円+税
津田隆好 (警察大学校刑事教養部長兼財務検査研修センター所長兼警察政策研究センター付)	警察官のための刑事訴訟法講義(第四版)	東京法令出版(平成31年4月) ☎03-5803-3304	2,100円+税
警察制度研究会	令和元年 警察組織関係法令	東京法令出版(令和元年5月) ☎03-5803-3304	713円+税

<学会資料の作成発行>

平成31年1月以降に発行した学会資料は、次のとおりです。

No. (発行年月)	標題	発行部会
第105号(平31.4)	平成における警察法の変遷及び重大不祥事案に関する考察	管理運用研究部会
第106号(令元.6)	フォーラム「AI時代と市民安全:その光と影」記録集	市民生活と地域の 安全創造研究部会
第107号 (令元.8発行予定)	明治の国家と警察制度の形成	警察史研究部会

<フォーラムの開催>

平成31年1月以降に開催したフォーラムは、次の2件です。

○平成31年3月28日(木)

「サイバー犯罪捜査に関する国際フォーラム」国境を超えるサイバー犯罪捜査の課題

共催：情報技術犯罪対策研究部会

中央大学日本比較法研究所サイバーセキュリティ共同研究グループ

- ・開会挨拶、開催趣旨：中野目善則(警察政策学会会長、中央大学法学部教授)
- ・基調講演「ダークネットにおける犯罪捜査」：アルントウ・ジン(オスナブリュック大学教授)
- ・説明「米国クラウド法の概要と意義について」：四方 光(中央大学法学部教授)
- ・閉会挨拶：板橋 功((公財)公共政策調査会研究センター長)

○令和元年6月27日(木) 「平成の刑事警察を振り返って」：露木康浩(警察庁刑事局長)

以上

<警察政策研究センターからのお知らせ>

【警察学論集】特集ラインナップ

警察学論集は、警察大学校編集・警察庁各局協力による幹部必読誌
警察政策の最先端、今後も特集が続々登場

第72巻第9号「特集」（予定）
小型無人機等に係る緊急安全対策に関する法整備
【前内閣官房内閣審議官ほか】

“警察実務全体の
今とこれから
が見えてくる”

第72巻第8号「特集」
道路交通法の一部改正
【警察庁交通企画課長ほか】

第72巻第6号「特集」
裁判員裁判制度施行10年の契機に考える
【千葉地方裁判所長ほか】

第72巻第7号「特集」
警察法改正
【警察庁長官官房長ほか】

第72巻第1号・第2号「特集」
悪質・危険運転の現状と今後を考える
【警察庁交通指導課長ほか】

〔第71巻第11号以前の特集等〕
・薬物乱用の防止に向けた取組（第71巻第11号）
・改正古物営業法（第71巻第10号）
・自動運転をめぐる現況と課題（第71巻第9号）
・高齢運転者交通事故防止対策に係る警察の取組と今後の課題等（第71巻第7号）

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。ニュースレターへの寄稿もお待ちしています。

☆ 警察政策学会 連絡先(担当 藤田)

電話：03-3230-2918・03-3230-7520 FAX：03-3230-7007

Eメール：asss2@lake.ocn.ne.jp

info@asss.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電話：042-354-3550（内3422）FAX：042-330-1308

Eメール：PPRC@npa.go.jp

